

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例の改正について

1 改正の理由

性犯罪に係る刑法の改正等*を踏まえるとともに、性被害の新たな課題が近年顕在化している実情に鑑み、性犯罪及び性暴力の定義規定を見直し、取組を進める際の配慮事項を新たに加えるほか、所要の規定の整備を行うため。

*刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）

2 改正の概要

- (1) 被害者が同意していない性的行為は性暴力であることを明確にするため、「性犯罪」、「性暴力」の定義規定を見直す。
 - ① 痴漢、盗撮等も性犯罪であることを明示（第2条第1項第7号）
 - ② 性暴力の定義を「同意」のない性的な行為であることが明確になるよう再整理（第2条第2項第4号）
 - ③ 性暴力に関する理解促進のため、性暴力の考え方、具体例、対応のあり方等を指針として告示し、県民に周知する旨を規定（第9条第1項及び第16条第2項、第3項）
- (2) 「性的不同意撮影」による被害を未然に防止する取組に係る配慮事項を規定
不特定多数の者が利用等する場所（学校、スポーツ施設、公共交通機関等）における性的意図の撮影行為に対し、施設等の管理、運営等に関わる者は、県とともに広報啓発その他の措置を講ずる必要があること（第4条第2項第5号）
- (3) 刑法改正等の法整備及び（1）に伴う所要の規定の整備
 - ① 性犯罪の定義に、性的グルーミング罪（子どもに対するわいせつ目的の面会要求など）、性的姿態撮影罪を追加（第2条第1項第1号、第6号）
 - ② 子どもに対する加害者の届出義務者についても、①を踏まえて対象条項を追加（第17条第1項及び第18条第3項）

3 施行期日

公布の日

ただし、2（3）②については、令和6年5月1日